

# 機器購入前に必ず事前予約してください

## 防犯機能の付いた 電話用機器の購入を補助します

NO! 詐欺



### 振り込め詐欺・迷惑電話をシャットアウト!

特殊詐欺の主な被害者である高齢者に対し、防犯機能付電話用機器購入費の一部を補助することで設置を推進し、特殊詐欺の被害防止を図ります。



### 補助対象者

次に掲げる要件を満たすこと

- (1) 市内に居住し、かつ本市の**住民基本台帳に記載**されている者
- (2) **満65歳以上**の高齢者のみで構成される世帯に属する者  
または、日中（午前9時から午後3時までの間）、住居に満65歳以上の高齢者のみが在宅となる日が1週間に5日以上ある世帯に属する者
- (3) **市税の滞納がない**世帯に属する者
- (4) 防犯機能付電話用機器が設置されていないこと



### 補助対象経費

次に掲げる2つの機能を有する電話機または電話機に接続して使用する機器の購入費が対象

#### ※設置費用や付属品の追加購入費は対象外

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に通話が録音される旨の音声メッセージが流れる機能
- (2) 通話中に、会話を自動的に録音する機能

### 補助金額

補助対象経費の**2分の1の額**で、100円未満の端数は切捨て（**上限5,000円**）

例) 補助対象経費 8,900円 ÷ 2 = 4,450円 → 補助金額 4,400円 (50円切捨て)

補助対象経費 12,000円 ÷ 2 = 6,000円 → 補助金額 5,000円 (上限)

### ●電話用機器イメージ



この通話は迷惑電話防止のため自動録音されます。

- ・ 本体に機能を有する電話機



- ・ 既設電話機に接続して使用する機器

お問合せ：みどり市役所 危機管理課 危機管理係（笠懸庁舎2階） TEL 0277-76-0960

補助金申請から交付までの流れは裏面へ

# 機器購入前に必ず事前予約してください

## 補助金申請から交付までの流れ

STEP  
1

事前予約を（笠懸庁舎 2 階危機管理課又は電話にて）を行います。  
その際、補助対象者要件等を確認します。



市から申請書類が送付されます。

STEP  
2

申請者は、以下の書類を提出してください。

○提出書類

・補助金交付申請書

・購入予定の電話用機器の金額・機能・その他仕様が分かる書類（見積書・カタログ）

・運転免許証、健康保険証など、氏名・生年月日が分かる書類の写し

○持参物

・通帳もしくは振込口座が分かる書類（名義人・銀行名・支店名・口座番号）



申請受付後に審査（納税確認・世帯確認を含む）を行います。  
審査通過後、市から交付決定通知が送付されます。

STEP  
3

申請者は、交付決定通知書が届いたら、防犯機能付電話用機器を購入し、設置  
してください。ただし、補助対象経費は電話用機器の購入費について1世帯  
につき1台が対象となります。（**設置費用や付属品の追加購入費は対象外**）



STEP  
4

申請者は、防犯機能付電話用機器を購入した日から **30 日以内** に  
以下の書類を提出してください。

○提出書類

・補助金実績報告書

・電話用機器の品名及び購入に要した費用が分かる領収書又は保証書の写し

・電話用機器を設置した状況が分かる写真

・補助金交付請求書



市から補助金確定通知書が送付されます。

STEP  
5

補助金の交付は申請者が指定する金融機関・口座に振込みます。

